

2・2 生活化学部

令和6年度は、行政依頼検査として農産物の残留農薬検査、食品中の食品添加物等の規格基準検査、畜水産食品中の動物用医薬品等残留検査のほか、熊本県食の安全安心推進条例に基づく県産農林水産物中の農薬・動物用医薬品等の出荷前残留検査を実施した。また、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品の検査を実施した。

主な試験検査及び調査研究の概要は次のとおりである。なお、業務実績を別表に示す。

2・2・1 試験検査

1) 食品・食品添加物等の規格基準検査

食品中の添加物検査として、保存料、甘味料等の検査を実施した結果、基準を超えるものはなかった。

2) 魚介類の水銀検査

県内で漁獲され、県内に流通している魚介類の総水銀検査は、平成13年度から八代保健所試験検査課で行い、当所では同課の検査の結果、総水銀の値が暫定的規制値を超えた検体について有機水銀検査を実施することとしている。

令和6年度は該当する検査はなかった。

3) 畜水産食品中の動物用医薬品等残留検査

生産段階で使用される動物用医薬品、飼料添加物等が、食肉・魚介類等の畜水産食品中に残留している実態を把握するため、食肉、養殖魚介類、牛乳等について、動物用医薬品の検査を実施した結果、基準値超過はなかった。

また、食肉衛生検査所から依頼のあった病畜疑いの牛肉及び豚肉の検査を計2検体実施した。

4) 食品中の残留農薬検査

輸入食品を含む穀物、野菜、果実等の農作物について、残留農薬試験を実施した結果、基準値超過はなかった。

5) 特定アレルギー物質検査

食品中の特定アレルギー物質（小麦、乳、卵）の表示確認試験を実施した結果、小麦（検体：冷凍食品）で混入疑いが1件あった。

6) 医薬品等に関する試験検査

GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）調査要領に基づき、組織や品質マニュアル等を整備し公的認定試験検査機関として、平成24年10月1日認定を受けた。

令和6年度は、スワブスティック ポビドンヨード M 60 包入の確認試験及び定量試験を実施した結果、製造販売承

認書の規格に適合していることを確認した。

7) 薬事に関する業務

医薬品的な効能効果を表示した食品（いわゆる健康食品）による健康被害が疑われる場合などに、本庁担当課からの依頼を受け、含有成分等の分析を行うこととしている。

令和6年度は該当する検査はなかった。

8) 器具、容器包装の規格基準検査

食品の調理、製造加工、運搬及び保存等に用いられる器具及び容器包装について、食品衛生法で定められた規格基準（カドミウム、鉛）の検査を実施した結果、基準値超過はなかった。

9) おもちゃの規格基準検査

おもちゃについては、食品衛生法で定められた規格基準（重金属、ひ素、着色料）の検査を実施した結果、基準値超過はなかった。

10) GLPに関する精度管理試験

（GLP：Good Laboratory Practice）

内部点検作業書（SOP：Standard Operating Procedure）に基づき、信頼性確保部門責任者による内部点検を実施しているが、その一環として、一般財団法人食品医薬品安全センター秦野研究所が実施する食品衛生外部精度管理調査に参加した。

調査項目は、食品添加物（ソルビン酸）、残留農薬（アトラジン、クロルピリホス、チオベンカルブ、フェントエート、フルトラニル、マラチオンの6種類中の3種）、残留動物用医薬品（スルファジミジン）であり、結果は残留農薬の繰り返し精度に関する項目で不満足な結果となり、それ以外の項目については、全て良好であった。

11) 衛生検査施設における医薬品外部精度管理

医薬品医療機器法に規定する登録試験検査機関については、その試験成績の信頼性の確保及び検査技術の向上を

図るため、「医薬品の試験検査機関における試験検査の実施の基準」において、必要に応じて外部精度管理を受ける機会を設けることとされている。

令和6年度は、外部精度管理試験を実施しなかった。

12) 熊本県食の安全安心推進条例に基づく出荷前農林水産物中の残留農薬等検査

熊本県産の主要な農林水産物について農薬、動物用医薬品等の出荷前における残留検査を実施した結果、食品衛生法の基準値を超えるものはなかった。

13) 有症苦情に関する検査

令和6年度は該当する検査はなかった。

14) 地方衛生研究所九州ブロック模擬訓練

健康危機発生時における検査体制の確立と関係機関との連携・協力体制の検証を目的に、原因不明の健康危機事案を想定した毒性物質の定性・定量検査の模擬訓練に参加した。想定シナリオ及び送付試料の LC-MS/MS 分析により、対象物質はチョウセンアサガオ類に含まれるアトロピンとスコポラミンであることを推定した。

2・2・2 調査研究

1) 食品中の特定アレルギー物質検査における確認検査法の体制整備

当所では、食品中の特定アレルギー物質検査において、スクリーニング検査である定量検査法（ELISA 法）のみ実施しており、確認検査を実施する体制がないことが課題であった。令和5年に特定原材料「くるみ」の表示が義務化されたが、「くるみ」は定量検査法において交差反応が報告されていることから、今後検査を実施する際に確認検査が必要な状況が想定されるため、検査体制の整備に取り組んだ。原材料にくるみが含まれる加工食品を試料として、消費者庁次長通知「アレルギーを含む食品の検査方法」に沿って DNA 抽出精製を実施し、リアルタイム PCR 法により

「くるみ」陽性となることを確認した。今後は、PCR-核酸クロマト法を検討するとともに、県内に流通する加工食品に含まれる「くるみ」の実態調査を実施する予定である。

2) LC/MS/MS によるテトロドトキシン分析法の構築

本県では、例年、フグ毒（テトロドトキシン）による食中毒が発生している。フグによる食中毒は致死率が高く、迅速な検査が求められているが、フグ毒の検査は、食品衛生検査指針に示されているマウス検定法であり、当所ではマウスを常備していないため、迅速な対応は困難である。

当所では、分析機器の変更に伴い、マウスを使用せず LC/MS/MS を用いた機器分析法の検討を行い、令和5年度に、LC/MS/MS による食品中のテトロドトキシン分析法を報告したが、今回、血清中のテトロドトキシン分析法について検討し、最適な分析条件を構築した。

2・2・3 その他

1) 保健環境科学研究所検体分析システムの運営・保守

R5 年度から本格稼働した搬入票の入力から分析データの保存及び成績書の発行まで一元的に管理できる当該システムの運営及び保守を行った。令和6年度は、熊本県情報セキュリティ監査を受け、電子情報保全対策実施要領等の改正、ID・パスワードの変更確認、ログ確認に関する改善を行った。

2) 調査研究・試験検査等担当職員の人材育成とキャリア支援

健康福祉部政策調整事業費を活用し、専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う職員で構成するプロジェクトチームを設置、職種や所属を超えてそれぞれの技術や知見を共有するとともに、現状把握や課題、問題点を明らかにし、専門性や年齢、経験年数に応じて必要となるスキルや知見を整理した「調査研究・試験検査担当職員のキャリア支援及びトレーニング計画」を策定した。

生活化学部業務実績表

分類	事業名	業務	令和6年度		令和5年度	
			検体数	延項目数	検体数	延項目数
行政検査	(1) 食品・添加物等の規格基準検査	甘味料	37	111	20	60
		着色料	37	703	20	280
		保存料	37	296	20	140
		酸化防止剤	37	222	20	120
		防かび剤	37	111	4	12
		発色剤 亜硝酸ナトリウム	2	2	1	1
		清涼飲料水成分規格	7	21	6	16
		米（玄米）中のCd	0	0	0	0
		小計	194	1,466	91	629
	(2) 魚介類の水銀検査		0	0	0	0
	(3) 畜水産食品中の動物用医薬品残留検査	通常収去分	61	5,856	61	5,856
		食検からの依頼検査	2	192	4	384
		小計	63	6,048	65	6,240
	(4) 食品中の残留農薬検査	野菜,果実,米穀等	45	22,725	37	18,685
	(5) 特定アレルギー物質検査		24	48	24	48
	(6) 医薬品等に関する試験検査	確認試験・定量試験	1	3	1	1
	(7) 薬事に関する業務	健康食品等	0	0	0	0
	(8) 器具・容器包装規格基準検査	溶出試験	3	3	4	8
	(9) おもちゃの規格基準検査	溶出試験	3	4	2	6
	(10) GLPに関する精度管理試験	保存料,重金属	1	1	1	1
残留農薬,合成抗菌剤		2	4	2	3	
小計		3	5	3	4	
(11) 衛生検査施設における医薬品外部精度管理試験		0	0	0	0	
(12) 熊本県食の安全安心推進条例に基づく出荷前農薬等検査	野菜,果実,穀類,茶	21	9,942	22	8,457	
	畜水産物	12	984	12	1,152	
	小計	33	10,926	34	9,609	
(13) 有症苦情に関する検査		0	0	0	0	
(14) 地方衛生研究所九州ブロック模擬訓練		1	2	1	1	
(15) その他の行政依頼検査		0	0	1	1	
国委託事業	(16) 農薬等の試験法開発・検証事業		0	0	1	0
	総計		370	41,230	264	35,232